

さまざまな理由から適切な管理がなされていない空き家は、そのまま放置され、防災、環境衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、早急な対応が求められています。市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「日高市空家等対策計画」を策定しました。

今後の空き家等への対応は、本計画の方針に基づき行います。なお、本計画の詳細は市ホームページで公開しています。

問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当



## 空き家等対策の各段階に応じた取り組み方針と具体的な施策

### 取り組み方針

### 具体的な施策

#### 予防

空き家等の発生予防

市民意識の醸成、動機付け

所有者等への相談支援

#### 活用

空き家等、除却した跡地の  
活用の促進

空き家・空き地バンクの利用促進

民間の空き家等の利活用への支援

#### 除却

管理不全な空き家等の除却

情報把握、相談体制等の整備

特定空家等への法令に  
基づく対策の強化

#### 特定空家等への法令に基づく対策

特定空家等とは、空き家等のうち次のいずれかにあると認められるものです。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

このような特定空家等は、自主的に対応するよう指導を行うことを第一としますが、特定空家等を放置し続ける所有者等に対しては、助言・指導および勧告、命令、代執行など、法に基づいた適切な措置を講じます。

※「勧告」を受けた特定空家等は、固定資産税等の住宅用地特例が適用除外となります。

※「命令」に違反すると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。